

議員提出第2号議案

東京都台東区議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成25年2月12日

提出者 東京都台東区議会議員

鈴木	純	望月	元美
東	久仁子	本目	さよ
君塚	裕史	松尾	伸子
寺田	晃	冨永	龍司
小高	明	早川	太郎
石川	義弘	高森	喜美子
石塚	猛	水島	道徳
河野	純之佐	小坂	義久
阿部	光利	鈴木	一郎
秋間	洋	和泉	浩司
太田	雅久	青柳	雅之
木下	悦希	小菅	千保子
堀越	秀生	橋詰	高志
寺井	康芳	伊藤	萬太郎
木村	肇	清水	恒一郎
田中	伸宏	茂木	孝孔

東京都台東区議会議長 青 柳 雅 之 殿

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、公聴会及び参考人に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区議会会議規則の一部を改正する規則

東京都台東区議会会議規則（昭和36年6月30日議決）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

- 第1章 総則（第1条 第12条）
- 第2章 議案の提出及び動議（第13条 第18条）
- 第3章 議事日程（第19条 第22条）
- 第4章 選挙（第23条 第32条）
- 第5章 議事（第33条 第47条）
- 第6章 発言（第48条 第62条）
- 第7章 公聴会及び参考人（第63条 第70条）
- 第8章 委員会（第71条 第83条）
- 第9章 表決（第84条 第95条）
- 第10章 請願（第96条 第102条）
- 第11章 秘密会（第103条・第104条）
- 第12章 議員の辞職及び資格の決定（第105条 第115条）
- 第13章 規律（第116条 第124条）
- 第14章 懲罰（第125条 第133条）
- 第15章 会議録（第134条 第138条）
- 第16章 議員の派遣（第139条）
- 第17章 補則（第140条）

付則

第15条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第36条第1項中「第90条」を「第98条」に改める。

第37条中「第75条」を「第83条」に改める。

第38条第1項中「または」を「又は」に、「第74条第2項」を「第82条第2項」に改め、同条第3項中「または」を「又は」に改める。

第47条中「第121条」を「第121条第1項本文」に改める。

第132条を第140条とする。

第16章を第17章とする。

第131条を第139条とする。

第15章を第16章とする。

第130条を第138条とし、第127条から第129条までを8条ずつ繰り下げる。

第126条第14号中「または」を「又は」に改め、同条を第134条とする。

第14章を第15章とする。

第125条を第133条とし、第124条を第132条とする。

第123条中「または」を「又は」に改め、同条を第131条とする。

第122条ただし書中「、または」を「又は」に改め、同条を第130条とする。

第121条中「または」を「又は」に改め、同条を第129条とする。

第120条中「または」を「又は」に改め、同条を第128条

とする。

第 1 1 9 条を第 1 2 7 条とする。

第 1 1 8 条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第 1 2 6 条とする。

第 1 1 7 条第 2 項ただし書中「第 9 6 条第 2 項」を「第 1 0 4 条第 2 項」に改め、同条を第 1 2 5 条とする。

第 1 3 章を第 1 4 章とする。

第 1 1 6 条を第 1 2 4 条とし、第 1 1 1 条から第 1 1 5 条までを 8 条ずつ繰り下げる。

第 1 1 0 条中「または」を「又は」に改め、同条を第 1 1 8 条とする。

第 1 0 9 条を第 1 1 7 条とし、第 1 0 8 条を第 1 1 6 条とする。

第 1 2 章を第 1 3 章とする。

第 1 0 7 条を第 1 1 5 条とし、第 1 0 6 条を第 1 1 4 条とする。

第 1 0 5 条中「または」を「又は」に改め、同条を第 1 1 3 条とする。

第 1 0 4 条を第 1 1 2 条とし、第 9 7 条から第 1 0 3 条までを 8 条ずつ繰り下げる。

第 1 1 章を第 1 2 章とする。

第 9 6 条を第 1 0 4 条とし、第 9 5 条を第 1 0 3 条とする。

第 1 0 章を第 1 1 章とする。

第 9 4 条を第 1 0 2 条とする。

第 9 3 条中「すみやかに」を「速やかに」に、「てんまつ」を「の経過及び結果」に改め、同条を第 1 0 1 条とする。

第 9 2 条を第 1 0 0 条とし、第 8 8 条から第 9 1 条までを 8 条

ずつ繰り下げる。

第9章を第10章とする。

第87条を第95条とし、第86条を第94条とし、第85条を第93条とする。

第84条中「第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条第1項及び第31条」を「第25条から第29条まで、第30条第1項、第31条及び第32条」に改め、同条を第92条とする。

第83条を第91条とし、第82条を第90条とする。

第81条中「、または」を「又は」に改め、同条を第89条とする。

第80条中「、または」を「又は」に改め、同条を第88条とする。

第79条第2項中「、または」を「又は」に、「記名または」を「記名又は」に改め、同条を第87条とする。

第78条を第86条とし、第77条を第85条とし、第76条を第84条とする。

第8章を第9章とする。

第75条中「または」を「又は」に改め、同条を第83条とする。

第74条を第82条とする。

第73条中「または」を「又は」に改め、同条を第81条とする。

第72条中「または」を「又は」に改め、同条を第80条とする。

第71条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改め、同条を第79条とする。

第70条中「第100条」を「第100条第1項前段」に、「または」を「又は」に改め、同条を第78条とする。

第69条中「または」を「又は」に改め、同条を第77条とする。

第68条第1項中「または」を「又は」に改め、同条を第76条とする。

第67条中「または」を「又は」に改め、同条を第75条とする。

第66条中「または」を「又は」に改め、同条を第74条とする。

第65条を第73条とし、第64条を第72条とし、第63条を第71条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手續)

第63条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第64条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書でその理由及び案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第65条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第66条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項に規定する発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第67条 議員は、公述人に対し質疑することができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第68条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第69条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする

案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

(入場の制限)

第70条 議長は、公聴会において必要があると認めるときは、一般参会者の入場を制限し、又は退場を命ずることができる。

付 則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。